

令和5年2月近江八幡市教育委員会定例会(要旨)

1. 開催日時 令和5年2月15日(水) 午前9時30分～11時40分

2. 開催場所 文化会館2階 会議室2

3. 出席委員

教育長	大喜多 悦子
教育長職務代理者	久家 昌代
委員	安倍 映子
委員	西田 佳成
委員	大更 秀尚

4. 事務局出席者

教育部長	西川 仁司
教育総務課長	岡村 祥子
教育部次長兼学校教育課長	森 茂次
生涯学習課長	東 繁
教育部次長兼近江八幡市立図書館長	奥村 恭代
学校給食センター長	森村 肇
スポーツ推進課長	太田 明文
国スポ・障スポ推進課長	森野 克彦
子ども健康部幼児課長	畑 明宏
教育総務課長補佐	澤 千央
教育総務課副主幹	田村 俊幸

5. 会議を傍聴した者 0人

6. 会議次第

【議案】

○議第3号 県費負担教職員の任免に係る内申について

○議第4号 近江八幡市都市公園条例及び近江八幡市都市公園のうち有料施設の属する都市公園の管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第 5 号 近江八幡市個人情報保護条例の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について
- 議第 6 号 近江八幡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

【協議事項】

- 令和 5 年度近江八幡市教育行政基本方針について
- 近江八幡市学校情報セキュリティ基本方針について
- 近江八幡市学校情報セキュリティ対策基準について
- 近江八幡市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱の制定について

【報告事項】

- 近江八幡市独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に係る保護者から徴収する共済掛金に関する規則の一部を改正する規則の制定
- 第 2 期近江八幡市立図書館サービス基本計画について

7. 議事の経過

(1) 開 会 (日程確認)

- ・教育長が 2 月定例会の開会を宣言
- ・出席委員定数の確認
- ・非公開について

[議 案]議第 3 号 県費負担教職員の任免に係る内申について

[協議事項]令和 5 年度近江八幡市教育行政基本方針について

非公開とすることの提案 非公開

(2) 前回の会議録の承認

1 月定例会の会議録

承認

(3) 教育長挨拶および報告

立春とはいえ、2 月は寒い日が続くのかなと思っている。

2 月 6 日は子ども・若者連絡協議会に出席した。事例発表を中心にどのような支援ができるのかということに関係課、フリースクールの方、親の会の方、少年センターの方などいろいろな立場の方がグループ協議をしながら進められた。まだまだだが、少しずつ取組を進めていくことが大事だと感じている。

2 月 7 日には学校保健理事会があった。3 月 4 日には学校保健を語る会を計画通り感染対策を講じながら、開催する予定であるため、教育委員の皆様の出席もよろしくお願ひしたい。

2月9日に図書館協議会があり、第2期近江八幡市立図書館サービス基本計画の審議を行った。

また、同日にはいじめ問題連絡協議会にも出席した。いつも各校の事例をもとにどんな対策、対応ができるのか専門家の方からの意見を聞いている。文部科学省からは、いじめ対応については特に重大事態に限らず、警察と連携したほうがよいという通知があった。今回は近江八幡警察署生活安全課長にも来ていただき、保護者にもきちんと対応していることを伝えながら、普段から学校が抱え込まず、早期に警察と連携することでスムーズに進むこともあると話をしていただいた。

2月11日には、近江八幡市子ども会連合会が「みんなで作る音楽会」を教育委員会共催という形で文化会館で開催された。近江八幡市子ども会連合会に参加している学区から子どもたちがステージにあがり、バンド演奏や歌、手話、ダンスなどを発表された。講師の先生が上手にまとめられ、とてもよい発表会であった。

また、卒業式のマスクについては、文部科学省からとても丁寧な通知がきた。それに基づき、本市でも児童・生徒・教職員はマスクを外し、保護者はマスク着用して参加。子どもたちの合唱や呼びかけはマスク着用。いずれにしても強制はしないものとし、本人の事情も鑑み各校が対応していくことになる。3月31日までは文部科学省の学校衛生管理マニュアルに基づき進めるが、4月からは緩和されている方向の中、入学式の内容も検討していく必要がある。

(4) 議事

◆議第3号 県費負担教職員の任免に係る内申について (非公開)

【採 決】

議第3号 県費負担教職員の任免に係る内申について 承認

◆議第4号 近江八幡市都市公園条例及び近江八幡市都市公園のうち有料施設の属する都市公園の管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【事務局説明…スポーツ推進課】

制定内容

現在、スケートパークの整備を健康ふれあい公園の調整池で進めている。5月1日から供用を開始するため、今回所要の改正を行うもの。

第1条 近江八幡市都市公園条例

別表の有料施設の名称に「スケートパーク」を追加

第2条 近江八幡市都市公園のうち有料施設の属する都市公園の管理及び運

営に関する条例

有料施設の使用料として、新たにスケートパーク使用料の表を追加。市内在住者、市外在住者共に高校生以下は無料。市内在住者で一般の料金が1回2時間以内400円、市外在住者で一般の料金が2時間800円。その他備考で定める内容は他の施設と同様の取り扱いとしている。

【質 疑】

○安倍委員

高校生以下には時間制限はないのか。

○スポーツ推進課

高校生以下も2時間。1回目の利用の際に誓約書を記載いただき、登録していただく。使用時には来られた際に入場時間を記載していただき、リストバンドを渡す。2時間経過後は退場時間を記載していただく。その際に空いていれば、再度入場時間を記載していただき、延長も可能。

○大更委員

ヘルメットなどの貸与はあるのか。

○スポーツ推進課

中学生以下は必ずヘルメットを着用、高校生以上は安全上の観点から推奨している。誓約書にもその旨を記載しており、貸与については指定管理者にお願いする。

○学校教育課

今の子どもたちの様子から平日に学校に行かずに、そこへ行くことが予想され、今後は中学生だけではなく小学生も増えてくるのではないかと心配している。

○久家委員

プールの使用は保護者の付き添いが必要だが、スケートパークは保護者の付き添いは不要なのか。

○スポーツ推進課

小学生以下は付き添いが必要としている。

○教育長

子どもたちについては、課業日、課業時間は使用不可としないとおかしいのではないか。

○学校教育課

学校のある日、ある時間にこの場所に来ても良いと認めることになれば、図書館に行っている子どもも良いことになる。

○図書館

最近はいないが、図書館でも制服を着ていれば学生であることは分かるため、図書館にいる時間に疑問を感じる時は、声を掛けていたが、私服の場合

は分からない。

○学校教育課

スケートパークには私服で来られても、登録制であれば中学生以下かどうかの判断はできる。義務教育である以上、学校へ行かずその場にいるのであれば、指導が必要であると考えます。

○スポーツ推進課

指定管理施設であり、声かけぐらいしか難しい。

○教育長

けがをされた場合など緊急連絡先等は確認する必要がある。

○スポーツ推進課

誓約書とともに会員証を発行するので、その会員証により個人情報に分かる。

○教育長

5月1日から供用開始ということでよいか。

○スポーツ推進課

今後については、4月1日から23日頃まで無料開放をし、5月1日は月曜日で休館日にあたることから実際は5月2日から使用できることになる。

3月市議会定例会後に周知していく。

○教育長

今後、運営していく中で、課題が出たら対応していく必要はある。

【採 決】

議第4号 近江八幡市都市公園条例及び近江八幡市都市公園のうち有料施設の属する都市公園の管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

承認

◆議第5号 近江八幡市個人情報保護条例の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

【事務局説明…教育総務課】

制定内容

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、これまで個人情報を取り扱う主体ごとに、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体において別々に運用されてきた個人情報の取り扱いが個人情報保護法制の一元化が図られた。

これに伴い、近江八幡市個人情報保護条例が廃止され、個人情報の保護に関

する法律の施行細則が制定されることにより、関係教育委員会規則の整備を行うもの。

近江八幡市個人情報保護条例の施行に関する教育委員会規則の廃止、近江八幡市立幼稚園規則の一部改正により様式に定める個人情報の適正管理に係る根拠を条例から法律に改める。

【質 疑】

○安倍委員

様式では幼稚園長宛となっているが、馬淵こども園の場合はどうなるのか。

○幼児課

馬淵こども園長宛で提出していただく。

【採 決】

議第5号 近江八幡市個人情報保護条例の廃止に伴う関係教育委員会規則の整備に関する教育委員会規則の制定について

可決

◆議第6号 近江八幡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

【事務局説明…教育総務課】

制定内容

令和5年4月1日より地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることにより、地方公務員の定年が段階的に引き上げられ、65歳になることを踏まえ、役職定年により4級の職となった職員の職名が「専門員」となる。これにより、新たに「専門員」の職及び職務を加えるため改正するもの。

【質 疑】

○大更委員

専門員という役職が増えたということでよいのか。

○教育総務課

その通りである。

○図書館

主幹は補佐級ではないのか。

○教育総務課

第8条の表は、級に基づき定められているものではなく、職務内容を記載し定めているものであることから間違いではない。課長補佐や室長補佐は「課長又は室長を補佐する」ということやグループリーダーとしての役割も担う

が、主幹は担当業務を処理するというものであることから、記載位置は問題ない。

【採 決】

議第6号 近江八幡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

可決

●協議事項

◎令和5年度近江八幡市教育行政基本方針について（非公開）

◎近江八幡市学校情報セキュリティ基本方針について

◎近江八幡市学校情報セキュリティ対策基準について

【事務局説明…教育総務課】

資料に基づき、説明。

今年度から運用している近江八幡市学校教育情報化推進計画を推進していくため、学校内のセキュリティ対策を目的として策定したく今回協議させていただくもの。これまで学校内のセキュリティ対策については市のセキュリティ基本方針、セキュリティ対策基準に則り対策を行ってきたが、国のGIGAスクール構想により、1人1台端末が導入され、市と学校とではネットワーク環境が異なり、また職員だけではなく子どもたちも日常的に使用する環境となったことから、市とは別に学校内でのセキュリティ対策を規定する必要があることから策定に向け進めている。

市の基本方針と対策基準とは異なる部分としては大きく2点ある。

①教職員だけではなく児童生徒も使用することを考慮して、第15条第5項の学習用の端末管理のほか、第24条において1人1台端末におけるセキュリティなど、学習者用端末におけるセキュリティについても規定している。

②外部サービスを利用することを考慮して、第23条で対応している。近年は買い切りのソフトではなく、インターネットに接続して利用するクラウドサービスが一般的になってきていることから、それに係る必要な事項を規定している。

各学校には令和4年9月に校長会で策定していくことを説明し、文部科学省のガイドラインや市の情報セキュリティポリシーを参考に策定している。

【意 見】

○大更委員

各学校の様々なデータはクラウド上に保存されているのか、市や教育委員会のサーバに保存されているのか。G o o g l eなどのサービスを利用されているのか。

○学校教育課

既に利用されている。

○大更委員

それはどこの学校も同じものを利用されているのか。

○教育総務課

校務用端末のクラウドサービスも児童生徒用端末のクラウドサービスも導入前にどのようなサービスを利用するのかを確認させていただいた上で、同じものを導入させていただいている。

○安倍委員

就学前施設は、市の情報セキュリティ基本方針等で対応されるのか。他市でトラブルがあった際に、セキュリティ対策は大きく学校教育にかかわる内容であったため、人権問題にもかかわるので、ベースは学校教育として伝えないといけないことと伝えてはいけないことは共有していかないといけない部分はあるのではないかと思う。

○教育総務課

園は市のネットワークを使用しているので学校のネットワークとは異なることから、園は市のセキュリティポリシーに則って対策している。

○安倍委員

市のセキュリティポリシーと学校とは分ける必要があるというのは理解できる。園等から発信しているホームページ等はないものとして捉えておられるのか、共通して行っているものについては同じセキュリティポリシーで対策しておく必要があるのではないか。

○教育総務課

市行政機関も園も全て含めてセキュリティポリシーを定めてネットワークを活用していこうとしていたが、その規定から学校内ネットワークが除外されていた。もともと、市のネットワークと学校内ネットワークでは仕組みが異なるので教育に関するものを除くというような規定がされていた。これまでは、除外されていながらも市のセキュリティポリシーを準用してきたが、G I G Aスクール構想により1人1台端末が入った事と、そもそも市と学校内のネットワークとでは仕組みが異なることから、内容は参考にしながらも、学校情報セキュリティ対策についても整備する必要があるということで定めさせていただいた。個人情報の取り扱いについては、市も学校も就学前施設も同様に取り扱っていく必要はある。

○西田委員

市の情報セキュリティと学校情報セキュリティとでは、基準の度合いで言うどちらが上位なのか。同じくらいのレベル感なのか。

○教育総務課

同じレベルとなっている。

○教育長

最初に学校が除外されたときには、学校は小学校と中学校だけだったのか。

○教育総務課

小学校と中学校だけ。

○教育長

校務支援システムのセキュリティと考えればよいのか。

○教育総務課

校務支援と子どもたちが使用する1人1台端末のネットワーク。市で定めているのはいわゆる庁内LAN。

○大更委員

校務端末と市の端末は繋がっているわけではないということで良いか。

○教育総務課

繋がっていない。

○学校教育課

学校にも庁内LAN端末があることから市のセキュリティポリシーにも今回の学校情報セキュリティポリシーにもかかってくる。

◎近江八幡市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱の制定について

【事務局報告…学校教育課】

資料に基づき報告。

県内でもいくつかの市でフリースクール等民間施設に通っている支援を実施している。

不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、義務教育の機会確保と、それを踏まえてフリースクール等民間施設に通う子どもたちが増えている中で、フリースクール等民間施設を認めていき、そこに係る保護者の負担を軽減していくために制定するもの。

フリースクール等民間施設については、市長が認めた施設としている。市長が認めた施設については、近江八幡市不登校児童生徒が通う民間施設ガイドラインを踏まえて、フリースクール等民間施設が補助するための施設として適正かどうかを教育委員会で把握した上で支援していく。

補助については、①申請があった日の1年前以内に概ね30日以上通っていない、②在籍学校の授業時間内に原則週1回以上フリースクール等民間施

設に通っているなどとし、その上で補助対象経費の上限は月額4万円。

補助率は、要保護者で上限の4万円まで、準要保護者は上限の75%の3万円まで、それ以外の者は上限の50%の2万円までとしている。

保護者から申請していただき、年に3回、実績に基づき支払うものとしている。

【意見】

○大更委員

フリースクール等民間施設は市内にある施設のみが対象となる訳ではないということでしょうか。

○学校教育課

市内が多いが、市外に通っておられる方も対象。

○安倍委員

在籍学校への情報提供は1ヶ月ごとに出されるということではなく、補助金の申請と同じで年3回ということか。

○学校教育課

出席簿の扱いにもかかわってくるので毎月と考えている。

○安倍委員

フリースクール等民間施設は、対象児が今後生きていく上でより効果的な場として安全安心に守れる場でありたい。

○学校教育課

フリースクール等民間施設の認定については、現場確認を行うとともに、定期的に様子を見に行くことで施設の把握に努めていきたい。

フリースクール等民間施設として認定するのであれば、学校と連携してもらわないといけない。子どもの居場所づくりを大切にするという部分との兼ね合いがあり、どの市町も苦慮している。フリースクール等民間施設への継続した指導や関係づくりが大事だと思っている。

○教育長

月ごとに提出してもらい学期ごとに年3回支払うということではなかったか。

○学校教育課

そのとおり。ただ、8月のような休業期間については、その期間についても支払い対象とするのかは市町によって取り扱いが分かれている。

本市は、8月28日から2学期が始まるので、日額で支払っているフリースクール等民間施設は補助対象として外れるが、月払いのフリースクール等民間施設は1回でも行くと支払が発生することから補助対象としなければいけない。

●報告事項

○近江八幡市独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に係る保護者から徴収する共済掛金に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【事務局報告…学校教育課】

資料に基づき報告。

今回の改正内容については、新たに何か制度が変わるものではないが、スポーツ振興センターから、明確に規定されていないとこれからは返金しないと言われたことから改正するもの。

【意見】

なし

○第2期近江八幡市立図書館サービス基本計画について

【事務局報告】図書館

資料に基づき報告。

図書館協議会で説明させていただき承認いただいた。その際にいただいたご意見に対する回答を別紙のとおり取りまとめた。そのうち、パブリックコメントで市民の方から「配送サービスのポイントとなる市コミュニティセンターは平日17時過ぎに閉館となるため、勤務後の利用が難しい。市内のコンビニエンスストアで予約本の受け取りや返却ができるよう検討してほしい」というご意見をいただいた。コンビニエンスストアで予約本の受け取りを行っている県外の図書館はあったが、コンビニエンスストアの業務が過多となることからコンビニエンスストア側から断ってこられたということであった。最初はすごいサービスを始められたと取り上げられていたが、終わってしまい、現在はそれを推進しているところはあまりない。今後の方向性を示すものとして計画を策定していることから、本計画において具体的な表記は難しく、今後全域サービス拡充に向けた取組の中で参考とさせていただくという回答をさせていただいた。表紙については、図書館協議会委員のご意見で移動図書館車を入れて表紙を作ってほしいという要望があった。この計画に沿って令和5年4月から図書館サービスを行っていきたいと考えている。

【意見】

なし

8. その他

○今後のスケジュールについて

次回定例会は3月23日（木）

9. 閉会 教育長が2月定例会の閉会を宣言